



体はリフレッシュ！心もリラックス！

富良野市から講師の先生をお呼びして、ヨガ講座を開催します。ヨガは健康や心身の安定に効果があるといわれています。日頃運動不足を感じている方や心が疲れていて気分転換をしてみたい方にピッタリです。(託児もあるので小さいお子様連れの方も安心です)

日時：平成 31 年 1 月 18 日 (金) 10 時 30 分から 11 時 30 分まで

場所：占冠村保健福祉センター「ノンノ」

定員：30 名程度

参加費：700 円 (当日お支払下さい)

持ち物：ヨガマット (なければバスタオル)、
飲み物

ブランケットもあれば良いです。動きやすい服装でお越しください。

申込み：1 月 11 日 (金) までに占冠村公民館までお申込みください。

講師：古民家 Yoga と Massage *ここにわ (富良野ヨガ) 山縣 かおり 氏

※ 9 時 45 分にトマム支所前発のバスが出ます。



親子スキー教室を開催します

毎年恒例の小学生を対象とした親子スキー教室が今年も行われます。3 月に行われる村民スキー大会に向けて、冬休み中に短期集中レベルアップをめざしましょう。

日時：平成 31 年 1 月 15 日 (火)・16 日 (水) 13 時 30 分から 15 時 30 分まで

場所：国設占冠中央スキー場

対象者：村内小学生とその保護者

申込み：1 月 10 日までに占冠村公民館までお申込みください。

※スキー場のコンディションや天候により中止になる場合もありますので、事前にお申込みください。

指導者：占冠村スポーツ推進委員・占冠スキー連盟



平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の公表について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和 31 年法律第 162 号) 第 26 条第 1 項の規定により、上記点検及び評価を、占冠村コミュニティプラザ図書室およびトマムコミュニティセンター図書室にて公表します。

☎ 占冠村教育委員会

TEL 56-2183

【野生動物対策の状況について】

村内の野生動物に関する情報をお知らせいたします。

■お問い合わせ

林業振興室

電話 56-2174

エゾシカ

11月のシカ駆除は16頭で、例年と比べてやや少なくなりました。理由はまだわかっていません。降雪の遅さとも関係があるのでしょうか。月毎の生息密度指標調査では、11月も顕著な減少は見られません。

繁殖期が終わった雄ジカは少し痩せて、毛色も薄くなりました。雌ジカは新たな命を宿しつつ、今年までの子らを導いて、厳しい冬に立ち向かいます。

ヒグマ

11月以降は概ね静穏です。11月下旬にニニウで列車との接触が1件あったほか、12月上旬現在まで国有林の深部では足跡が散見されました。12月半ば以降、冬ごもりが本格化しているとみられます。

去年は人家、道路周辺でのヒグマ活動情報件数が多くなりましたが、村民の皆様のご配慮のおかげで、人的被害なく経過しました。次号では、1年間の収集データの結果報告を予定しています。



積雪上のヒグマ足跡 (12/3 双珠別)

アライグマ

平成30年度、4月から12月までの捕獲数は11頭で、過去最高となりました。皆様からの情報をもとにした捕獲努力が実ったものと言えます。次年度はさらに成果を挙げられるよう、村民の皆様との協働体制を構築してまいります。具体的な枠組みは、今後順次ご案内いたしますので、よろしく願い致します。

◆占冠村猟区について◆

今猟期のガイド付きシカ猟は、10月初めから12月上旬までの累計が10件、計12名の入猟があり、15頭を捕獲しています。事故、違反等の発生はありません。

報道等されております通り、11月に恵庭市内の国有林で、エゾシカ猟中の誤射死亡事故が発生しました。お亡くなりになりました国有林職員の方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。この事故を受けて一般社団法人北海道猟友会は、会員の年内の狩猟自粛と、当猟期の国有林への入林自粛を決めました。また北海道森林管理局は、まず石狩管内、次いで全道の国有林の入林禁止を発表しました。

占冠村は上川南部森林管理署と対応を協議しましたが、猟区を設置以降、ガイド制を根幹に安全安心を追求し、狩猟者の意識と技術の向上にも貢献していることに鑑み、むしろ猟区の活動を続けていく中で、安全の確保を図るべきの方針を得ました。村内の駆除従事者に対して、文書による通達だけでなく、現場での安全指導を行うなど、実効性のある対策を継続いたします。

今後一層、気を引き締めて対応し、皆様の安全はもとより、全国の狩猟者の資質向上にも寄与するよう努めてまいります。狩猟に関してご不明、ご不安の点がございましたら、担当までお問い合わせください。



村のガイドが同行して、安全確認をサポートする

こちら 駐在所 です

占冠駐在所 TEL 56-2110

緊急通報 (110 番) と相談電話 (#9110)

110 番は、緊急の事件・事故などを、いち早く警察へ通報するための**緊急電話**です。

110 番通報を受けた警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問します。慌てず落ち着いて正しく答えてください。また、警察官が早く現場に到着できるよう、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

携帯電話で 110 番通報をする場合、車で移動しながらの通報や歩きながらの通報は通話が途切れることがありますので控えてください。また、車を運転しながらの通報は法令違反となる場合があります。通報するときは、車を安全な場所に停止してから通報しましょう。

メール 110 番は、耳や言葉の不自由な方、声を出せない状況にある方がインターネットに接続可能な端末の Eメール機能を利用して緊急通報するシステムです。通報するときには「事件・事故の内容」のほか、「住所や目標となる建物」、「メールアドレス」を正しく入力してください。

緊急の対応を必要としない遺失物・拾得物の届出、諸手続きに関する照会などは、最寄の警察署、交番・駐在所の電話を、相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「#9110」の警察相談専用電話をご利用ください。

ダイヤル回線電話、IP 電話などで短縮ダイヤルが利用できない場合は、次の最寄りの番号におかけください。

北海道警察本部…011-241-9110

函館方面本部…0138-51-9110

旭川方面本部…0166-34-9110

釧路方面本部…0154-23-9110

北見方面本部…0157-24-9110